

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）と一般社団法人鳥取県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における歯科医療救護活動に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び鳥取県地域防災計画（以下「県防災計画」という。）に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（派遣要請）

第2条 甲は、歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、法及び県防災計画に基づき、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合には、直ちに歯科医療救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。ただし、乙は、諸事情により歯科医療救護班の派遣が困難な場合は、派遣しないことができる。

（要請手続）

第3条 前条の規定による要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、災害の状況により緊急を要する場合は、口頭により行うことができる。

（歯科医療救護班の業務）

第4条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）救護所等における歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- （2）歯科医療を要する傷病者の歯科医療機関への搬送の可否の判断及び搬送順位の決定
- （3）その他歯科医療救護活動に必要な業務

（業務の指示）

第5条 歯科医療救護班が行う歯科医療救護活動は、甲が指定する者の指示により行う。

（歯科医療救護班の輸送等）

第6条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送及び通信の確保等について必要な措置を講ずるものとする。

（医薬品の供給）

第7条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、必要に応じて甲が供給するものとする。

(合同訓練)

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するものとする。

(費用負担)

第9条 乙が派遣した歯科医療救護班が第4条に定める業務を行った場合（災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合を除く。）に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の派遣に要する経費

(2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めたもの

2 前項に定める費用の負担内容及び額については、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

(補償)

第10条 甲は、乙が派遣した歯科医療救護班が第4条に定める業務に従事したことに伴う事故に対応するため、歯科医療救護班員の傷害保険に加入する。

(災害救助法が適用された場合の費用弁償)

第11条 乙が派遣した歯科医療救護班が、災害救助法第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合は、甲は、同法第33条及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第11条の定めるところにより費用を弁償する。

(災害救助法が適用された場合の扶助金の支給)

第12条 乙が派遣した歯科医療救護班が、災害救助法第24条又は第25条の規定による救助に関する業務に従事し、又は協力したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲は、同法第29条及び災害救助法施行令第13条から第21条までの定めるところにより扶助金を支給する。

(実施細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年とする。ただし、この有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成24年8月31日

甲 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事

平井伸治



乙 鳥取市吉方温泉三丁目751-5

一般社団法人 鳥取県歯科医師会

会長

樋口壽一郎

